



【国公立】令和8年度（2026年度） 熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金募集案内

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や専攻科修学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

令和8年（2026年）7月1日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

要件	
生計維持者等	☐ 以下のいずれかの世帯 ア 非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円） イ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満世帯 ウ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯 エ 家計急変世帯（ア～ウ相当に急変） ☐ 熊本県内に在住
生徒	☐ 高等学校等専攻科修学支援（授業料支援）金の受給資格がある。 ☐ 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない。 ☐ 日本国籍又は在留資格等がある。

2 給付金額

世帯区分	給付額（新制度※1）	給付額（旧制度※2）
ア 非課税世帯	50,500 円	50,500 円
イ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 100 円以上 105,500 円未満である世帯	16,830 円	10,100 円
ウ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満で扶養する子が3人以上の世帯	12,630 円	10,100 円
エ 家計急変世帯	ア～ウの該当給付額	ア～ウの該当給付額

※1 新制度は、日本国籍または在留資格等を有している生徒が対象です。

※2 旧制度は、新制度の対象外の生徒が対象です。

※3 前倒し給付を受けた方は、上記の給付額から前倒し給付額を差し引いた金額になります。

※4 エ 家計急変世帯は、7月1日が認定基準日の場合の金額になります。

7月2日以降に家計急変した場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

3 申請書類（○は必須、△は必要な場合）

世帯状況	申請書	通帳等の写し	所得等 確認書類	国籍等 確認書類	在学 証明書	扶養 誓約書	家計状況 確認書類	申立書
ア 非課税世帯、イ 所得割合算 105,500 未満世帯	○	○	○	○	○	—	—	—
ウ 所得割合算 264,500 円未満世帯	○	○	○	○	○	△	—	—
エ 家計急変世帯	○	○	○	○	○	△	○	○

4 国籍等確認書類 (ア～エ 全世帯必須)

生徒の国籍等が確認できる書類

国籍・在留資格等	添付書類 (“○”いずれか一つの書類を提出 (“●”は必須))
・日本国籍	○住民票の写し(原本) ※本籍欄「*****」も可
・特別永住者	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○特別永住者証明書の写し
・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(永住意思有)	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し
・家族滞在 (就労定着意思有)	○住民票の写し(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
・上記以外 (留学を除く)	○在留カードの写し ○住民票の写し(原本、国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの)

5 所得等確認書類 (ア 非課税世帯、イ～ウ 課税世帯、エ 家計急変世帯)

保護者等全員分の令和8年度(令和7年分)の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類(次のいずれか1つ)

(ア 非課税世帯)

- ① 「令和8年度 課税証明書」(市町村役場の窓口で取得できます。)
- ② 「令和8年度 特別徴収額の決定・変更通知書」(勤務先を通じて配付されます。)
- ③ 「令和8年度 納税通知書」(自営業の場合等に市町村から送付されます。)
- ④ 「マイナンバーカードの写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」
- ⑤ 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」

※④⑤の場合は、税情報について行政機関への情報連携済みであることが必要です。

必ず「マイナポータル」において、所得割額が表示され非課税であることを確認して、提出してください(「マイナンバーカードによる住民税所得割額の確認方法」参照)。

※マイナンバー照会の結果、非課税でないことが判明した場合は、①を提出していただきます。

(イ～ウ 課税世帯 及び エ 家計急変世帯)

- ① 「令和8年度 課税証明書」(市町村役場の窓口で取得できます。)
- ② 「令和8年度 特別徴収額の決定・変更通知書」(勤務先を通じて配付されます。)
- ③ 「令和8年度 納税通知書」(自営業の場合等に市町村から送付されます。)

※マイナンバーによる申請はできません。

6 家計状況確認書類 (エ 家計急変世帯)

家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

非課税ではない保護者等全員分の書類（以下a～cのいずれか）を提出してください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	➤ 給与支払者による給与支払（見込）証明書 ➤ 減収が発生した月から3か月分の給与明細書の写し ➤ 事業所得証明書 ➤ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※ 定年退職等は家計急変事由の対象外	➤ 離職票 ➤ 退職証明書 ➤ 廃業等届出 ➤ 解雇通告書 ➤ 罹災証明書 ➤ 破産宣告通知書 ➤ 雇用保険受給資格者証 ➤ 非課税証明書 等
c	離別・死別 (R8.1.1以降に発生したものに限る)	①離別・死別を証明する書類 及び ②扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの 及び ③親権者と子が確認できるもの	①離別・死別を証明する書類 ➤ 離婚届受理証明書 ➤ 戸籍謄本 ➤ 死亡診断書 等 及び ②保険証 等 及び ③戸籍全部事項証明書

7 申請期限・提出先・問合せ先

【熊本県内の学校等に生徒が在籍する場合】

在籍する高等学校等により提出期限は異なりますので、各学校担当者にお問合せください。

提出期限	年 月 日 ()
提出先	〇〇高等学校 担当：△△
連絡先	***－***－****

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



【熊本県外の学校等に生徒が在籍する場合】

令和8年（2026年）9月4日（金）までに（必着）、熊本県庁高校教育課修学支援班に提出してください。

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課 修学支援班 「奨学のための給付金」担当

TEL 096-333-2675

◆申請書類は熊本県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html>



奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

市町村が発行する課税証明書等や、マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルで確認することができます。

※「マイナンバーカードによる住民税所得割額の確認方法」を参照してください。

市町村民税	均等割額		都道府県民税	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けてください。

Q 4 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 生計維持者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、生計維持者等は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、生計維持者等の住所がある都道府県に対して行います。
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。